

## 別添 1

### 特掲診療料の施設基準等

#### 第 1 小児科外来診療料の届出に関する事項

小児科外来診療料の施設基準に係る届出は、別添 2 の様式 1 を用いること。

#### 第 2 手術前医学管理料の届出に関する事項

手術前医学管理料の施設基準に係る届出は、別添 2 の様式 2 を用いること。

#### 第 3 ウイルス疾患指導料

##### 1 ウイルス疾患指導料に関する施設基準

- (1) HIV感染者の診療に従事した経験を5年以上有する専任の医師が1名以上配置されていること。
- (2) HIV感染者の看護に従事した経験を2年以上有する専従の看護師が1名以上配置されていること。
- (3) HIV感染者の服薬指導を行う専任の薬剤師が1名以上配置されていること。
- (4) 社会福祉士又は精神保健福祉士が1名以上勤務していること。
- (5) プライバシーの保護に配慮した診察室及び相談室が備えられていること。

##### 2 届出に関する事項

- (1) ウイルス疾患指導料の施設基準に係る届出は、別添 2 の様式 3 を用いること。
- (2) 1の(1)及び(2)に掲げる医師及び看護師の経験が確認できる文書を添付すること。
- (3) 1の(1)から(3)までに掲げる医師、看護師、薬剤師及び社会福祉士又は精神保健福祉士の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間を別添 2 の様式 4 を用いて提出すること。

#### 第 4 高度難聴指導管理料

##### 1 高度難聴指導管理料に関する施設基準

次の(1)又は(2)に該当する保険医療機関であること。

- (1) 人工内耳埋込術の施設基準を満たしている保険医療機関
- (2) 5年以上の耳鼻咽喉科の診療経験を有する常勤の医師が耳鼻咽喉科に配置されている保険医療機関

##### 2 届出に関する事項

- (1) 高度難聴指導管理料の施設基準に係る届出は、別添 2 の様式 5 を用いること。
- (2) 1の(1)に該当する保険医療機関については、第61の人工内耳埋込術の施設基準の届出をもって高度難聴指導管理料の施設基準の届出に代えることができる。

#### 第 5 喘息治療管理料

## 1 喘息治療管理料に関する施設基準

- (1) 専任の看護師又は准看護師が常時1人以上配置され、患者からの問い合わせ等に24時間対応できる体制を整えていること。
- (2) ピークフロー値及び一秒量等を計測する機器を備えるとともに、患者から定期的に報告される検査値等の情報を適切に蓄積、解析し、管理できる体制を整えていること。
- (3) 当該保険医療機関において、又は別の保険医療機関との連携により、緊急入院を受け入れる体制を常に確保していること。

## 2 届出に関する事項

- (1) 喘息治療管理料に係る届出は、別添2の様式6を用いること。
- (2) 1の(1)から(3)までに掲げる事項についてその概要を記載すること。

## 第6 地域連携小児夜間・休日診療料

### 1 地域連携小児夜間・休日診療料1に関する施設基準

- (1) 小児を夜間、休日又は深夜において診療することができる体制を有していること。
- (2) 夜間、休日又は深夜に小児科を担当する医師（近隣の診療所等の保険医療機関を主たる勤務先とするものに限る。）が3名以上おり、うち2名以上は専ら小児科を担当する医師であること。
- (3) 地域に、夜間、休日又は深夜であって小児の救急医療の確保のために当該保険医療機関があらかじめ定めた時間が周知されていること。
- (4) 緊急時に小児が入院できる体制が確保されていること又は他の保険医療機関との連携により緊急時に小児が入院できる体制が整備されていること。

### 2 地域連携小児夜間・休日診療料2に関する施設基準

- (1) 小児を24時間診療することができる体制を有していること。
- (2) 専ら小児科を担当する医師（近隣の診療所等の保険医療機関を主たる勤務先とするものに限る。）が3名以上いること。
- (3) 地域に、小児の救急医療の確保のために当該保険医療機関が6歳未満の小児を24時間診療することが周知されていること。
- (4) 緊急時に小児が入院できる体制が確保されていること又は他の保険医療機関との連携により緊急時に小児が入院できる体制が整備されていること。

### 3 届出に関する事項

- (1) 地域連携小児夜間・休日診療料1及び2の施設基準に係る届出は、別添2の様式7を用いること。
- (2) 開放利用に関わる地域の医師会等との契約及び当該医療機関の運営規定等を記載すること。
- (3) 医師の氏名及び当該医師が所属する保険医療機関の一覧を別添2の様式7を用いて提出すること。
- (4) 2の(1)に掲げる事項については、その体制の概要を添付すること。

## 第7 ニコチン依存症管理料

### 1 ニコチン依存症管理料に関する施設基準

- (1) 禁煙治療を行っている旨を保険医療機関内の見やすい場所に掲示していること。

- (2) 禁煙治療の経験を有する医師が1名以上勤務していること。
- (3) 禁煙治療に係る専任の看護師又は准看護師を1名以上配置していること
- (4) 禁煙治療を行うための呼気一酸化炭素濃度測定器を備えていること。
- (5) 保険医療機関の敷地内が禁煙であること。なお、保険医療機関が建造物の一部分を用いて開設されている場合は、当該保険医療機関の保有又は借用している部分が禁煙であること。
- (6) ニコチン依存症管理料を算定した患者のうち、喫煙を止めたものの割合等を、別添2の様式8の2を用いて、社会保険事務局長に報告していること。

## 2 届出に関する事項

- (1) ニコチン依存症管理料の施設基準に係る届出は、別添2の様式8の1を用いること
- (2) 当該治療管理に従事する医師及び看護師又は准看護師の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間を別添2の様式4を用いて提出すること。

## 第8 開放型病院共同指導料

### 1 開放型病院共同指導料に関する施設基準

- (1) 当該病院の施設・設備の開放について、開放利用に関わる地域の医師会等との合意（契約等）があり、かつ、病院の運営規定等にこれが明示されていること。

- (2) 次のア又はイに該当していること。

ア 当該2次医療圏の当該病院の開設者と直接関係のない（雇用関係にない）20以上の診療所の医師若しくは歯科医師が登録しているか、又は当該地域の医師若しくは歯科医師の5割以上が登録していること。

イ 当該2次医療圏の一つの診療科を主として標榜する、当該病院の開設者と関係のない（雇用関係のない）10以上の診療所の医師若しくは歯科医師が登録していること、又は当該地域の当該診療科の医師若しくは歯科医師の5割以上が登録していること。この場合には、当該診療科の医師が常時勤務していること。（なお、医師が24時間、365日勤務することが必要であり、医師の宅直は認めない。）

- (3) 開放病床は概ね5床以上あること。

- (4) 次の項目に関する届出前30日間の実績を有すること。

ア 実績期間中に当該病院の開設者と直接関係のない複数の診療所の医師又は歯科医師が、開放病床を利用した実績がある。

イ これらの医師又は歯科医師が当該病院の医師と共同指導を行った実績がある。

ウ 次の計算式により計算した実績期間中の開放病床の利用率が2割以上である。ただし、地域医療支援病院においてはこの限りではない。

$$\text{開放病床利用率} = \frac{\text{(30日間の地域の主治医の紹介による延べ入院患者数)}}{\text{(開放病床} \times \text{30日間)}}$$

- (5) 地域医療支援病院にあつては、上記(1)から(4)までを満たしているものとして取り扱う。

## 2 届出に関する事項

- (1) 開放型病院共同指導料の施設基準に係る届出は、別添2の様式9を用いること。
- (2) 届出前30日間における医師又は歯科医師の開放病床使用及び共同指導の実績並びに当該基準の1の(4)のウにより計算した開放病床利用率を記載すること。
- (3) 開放利用に係る地域医師会等との契約、当該病院の運営規定等を記載すること。

- (4) 登録医師又は歯科医師の名簿（登録医師等の所属する保険医療機関名を含む。）を別添2の様式10を用いて提出すること。
- (5) 当該届出に係る病棟の配置図及び平面図（開放病床が明示されていること。）を記載すること。
- (6) 地域医療支援病院にあつては、上記(2)から(5)までの記載を要せず、地域医療支援病院である旨を記載すること。

## 第9 在宅療養支援診療所の施設基準

### 1 在宅療養支援診療所

以下の要件のいずれにも該当し、緊急時の連絡体制及び24時間往診できる体制等を確保していること。

- (1) 当該診療所において、24時間連絡を受ける保険医又は看護職員をあらかじめ指定するとともに、当該担当者及び当該担当者と直接連絡がとれる連絡先電話番号等、緊急時の注意事項等について、事前に患者又はその看護を行う家族に対して説明の上、文書により提供していること。なお、曜日、時間帯ごとに担当者が異なる場合には、それぞれ曜日、時間帯ごとの担当者及び当該担当者との直接連絡がとれる連絡先電話番号等を文書上に明示すること。
- (2) 当該診療所において、又は別の保険医療機関の保険医との連携により、患家の求めに応じて、24時間往診が可能な体制を確保し、往診担当医の氏名、担当日等を文書により患家に提供していること。
- (3) 当該診療所において、又は別の保険医療機関若しくは訪問看護ステーションの看護師等との連携により、患家の求めに応じて、当該診療所の保険医の指示に基づき、24時間訪問看護の提供が可能な体制を確保し、訪問看護の担当者の氏名、担当日等を文書により患家に提供していること。
- (4) 当該診療所において、又は別の保険医療機関との連携により、緊急時に居宅において療養を行っている患者が入院できる病床を常に確保し、受入医療機関の名称等をあらかじめ地方社会保険事務局長に届け出ていること。
- (5) 他の保険医療機関又は訪問看護ステーションと連携する場合には、連携する保険医療機関又は訪問看護ステーション（以下この項において「連携保険医療機関等」という。）において緊急時に円滑な対応ができるよう、あらかじめ患家の同意を得て、当該患者の病状、治療計画、直近の診療内容等緊急の対応に必要な診療情報を連携保険医療機関等に文書（電子媒体を含む。）により随時提供していること。
- (6) 患者に関する診療記録管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。
- (7) 当該地域において、他の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携調整を担当する者と連携していること。
- (8) 年に1回、在宅看取り数等を別添2の様式11の2を用いて、地方社会保険事務局長に報告していること。

### 2 届出に関する事項

在宅療養支援診療所の施設基準に係る届出は、別添2の様式11の1を用いること。

## 第10 地域連携診療計画管理料、地域連携診療計画退院時指導料

### 1 地域連携診療計画管理料、地域連携診療計画退院時指導料に関する施設基準

- (1) 地域連携診療計画は、あらかじめ計画管理病院において作成され、連携保険医療機関との間で共有して活用されるものであり、病名、入院時の症状、予定されている診療内容、標準的な転院までの期間、転院後の診療内容、連携する保険医療機関を退院するまでの標準的な期間（以下本区分において「総治療期間」という。）、その他必要な事項が記載されたものであること。
- (2) 地域連携診療計画管理料及び地域連携診療計画退院時指導料の対象疾患は大腿骨頸部骨折であり、具体的には大腿骨頸部骨折骨接合術、大腿骨頸部骨折人工骨頭置換術等を実施している場合であること。
- (3) 計画管理病院と連携する保険医療機関との間で、地域連携診療計画に係る情報交換のための会合が年3回程度定期的に関催され、診療情報の共有、地域連携診療計画の評価と見直しが適切に行われていること。

### 2 届出に関する事項

- (1) 地域連携診療計画管理料及び地域連携診療計画退院時指導料の施設基準に係る届出は、別添2の様式12の1及び様式12の2又はこれに準じた様式を用いること。なお、様式12の1及び様式12の2の連携する保険医療機関に係る事項についても、計画管理病院が作成し届け出ること。
- (2) 計画管理病院及び連携する保険医療機関は、それぞれ、次に掲げる事項を毎年度地方社会保険事務局長に報告すること。なお、報告に当たっては計画管理病院が連携する保険医療機関の分も併せて行うこと。

#### ア 計画管理病院

- (イ) 大腿骨頸部骨折で入院した患者のうち、地域連携診療計画を適用した患者数
- (ロ) 大腿骨頸部骨折で入院した患者のうち、地域連携診療計画を適用しなかった患者数
- (ハ) (イ)及び(ロ)の患者にかかる自院における平均在院日数
- (ニ) (イ)及び(ロ)の患者にかかる地域連携診療計画に沿った平均総治療期間
- (ホ) (イ)及び(ロ)の患者のうち、最終的に在宅復帰した患者数（連携する保険医療機関における治療を終えた患者を含む。）及び連携する保険医療機関に転院した患者数

#### イ 連携する保険医療機関

- (イ) 大腿骨頸部骨折で入院した患者のうち、地域連携診療計画を適用した患者数
- (ロ) 大腿骨頸部骨折で入院した患者のうち、地域連携診療計画を適用しなかった患者数
- (ハ) (イ)及び(ロ)の患者にかかる自院における平均在院日数
- (ニ) (イ)及び(ロ)の患者のうち、退院した患者数

## 第11 ハイリスク妊産婦共同管理料

### 1 ハイリスク妊産婦共同管理料(I)及び(II)に関する施設基準

前年（1月～12月）の分娩件数並びにハイリスク妊産婦共同管理を共同で行う保険医療機関の名称、住所及び電話番号を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

### 2 届出に関する事項

ハイリスク妊産婦共同管理料(I)及び(II)の施設基準に係る届出は、別添2の様式13を用いること。

## 第12 薬剤管理指導料

### 1 薬剤管理指導料に関する施設基準

- (1) 当該病院に常勤の薬剤師が、2人以上配置されているとともに、薬剤管理指導に必要な体制がとられていること。
- (2) 医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用施設（以下「医薬品情報管理室」という。）を有し、常勤の薬剤師が1人以上配置されていること。
- (3) 医薬品情報管理室の薬剤師が、有効性、安全性等薬学的情報の管理及び医師等に対する情報提供を行っていること。
- (4) 当該病院の薬剤師は、入院中の患者ごとに薬剤管理指導記録を作成し、投薬又は注射に際して必要な薬学的管理（副作用に関する状況把握を含む。）を行い、必要事項を記入するとともに、当該記録に基づく適切な患者指導を行っていること。
- (5) 投薬・注射の管理は、原則として、注射薬についてもその都度処方せんにより行うものとするが、緊急やむを得ない場合においてはこの限りではない。
- (6) 当該基準については、やむを得ない場合に限り、特定の診療科につき区分して届出を受理して差し支えない。

### 2 届出に関する事項

- (1) 薬剤管理指導料の施設基準に係る届出は、別添2の様式14を用いること。
- (2) 当該保険医療機関に勤務する薬剤師の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間を別添2の様式4を用いて提出すること。
- (3) 調剤、医薬品情報管理、病棟薬剤管理指導、又は在宅患者薬剤管理指導のいずれに従事しているかを（兼務の場合はその旨を）備考欄に記載する。
- (4) 調剤所及び医薬品情報管理室の配置図及び平面図を提出すること。

## 第13 歯科疾患総合指導料

### 1 歯科疾患総合指導料1に関する施設基準

- (1) 歯科診療報酬点数表の区分番号M000-2に掲げる補綴物維持管理料の注1に規定する届出を行なった保険医療機関であること。
- (2) 常勤の歯科医師が1名以上配置されていること。
- (3) 歯科衛生士が1名以上配置されていること。
- (4) 患者の病名、症状、治療計画及び治療期間等に関する治療計画を策定し、その内容について、文書により、患者に対して情報提供が現に行われていること。
- (5) 患者の求めに応じて、適切な情報提供、連絡調整が可能な体制を整えていること。
- (6) 当該地域において内科等を標榜する保険医療関係機関との連携体制が確保されていること。
- (7) 歯科疾患総合指導を行うにつき、必要な体制が整備されていること。

### 2 歯科疾患総合指導料2に関する施設基準

- (1) 歯科診療報酬点数表の区分番号M000-2に掲げる補綴物維持管理料の注1に規定する届出を行なった保険医療機関であること。
- (2) 常勤の歯科医師が1名以上配置されていること。
- (3) 患者の病名、症状、治療計画及び治療期間等に関する治療計画を策定し、その内容について、

文書により、患者に対して情報提供が現に行われていること。

- (4) 患者の求めに応じて、適切な情報提供、連絡調整が可能な体制を整えていること。
- (5) 当該地域において内科等を標榜する保険医療関係機関との連携体制が確保されていること。
- (6) 歯科疾患総合指導を行うにつき、必要な体制が整備されていること。

### 3 届出に関する事項

歯科疾患総合指導料の施設基準に係る届出は、別添2の様式15を用いること。

## 第14 歯科治療総合医療管理料

### 1 歯科治療総合医療管理料に関する施設基準

- (1) 歯科診療報酬点数表の区分番号B000-3に掲げる歯科疾患総合指導料の注1の届出を行った保険医療機関であること。
- (2) 当該療養を行うにつき、十分な経験を有する常勤の歯科医師、歯科衛生士等により、治療前、治療中及び治療後における当該患者の全身状態を管理できる体制が整備されており、次のいずれかに該当すること。
  - ア 常勤の歯科医師が2名以上配置されていること。
  - イ 常勤の歯科医師及び常勤の歯科衛生士又は看護師が1名以上配置されていること。
- (3) 当該患者の全身状態の管理を行うにつき以下の十分な装置・器具等を有していること。
  - ア 経皮的酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）
  - イ 酸素（人工呼吸・酸素吸入用のもの）
  - ウ 救急蘇生セット（薬剤を含む。）
- (4) 緊急時に円滑な対応ができるよう病院である別の保険医療機関との連携体制が整備されていること。

### 2 届出に関する事項

歯科治療総合医療管理料の施設基準に係る届出は別添2の様式16を用いること。

## 第15 在宅時医学総合管理料

### 1 在宅時医学総合管理料に関する施設基準

- (1) 次の要件のいずれをも満たすものであること。
  - ア 介護支援専門員（ケアマネジャー）、社会福祉士等の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携調整を担当する者を配置していること。
  - イ 在宅医療を担当する常勤医師が勤務し、継続的に訪問診療等を行うことができる体制を確保していること。
- (2) 他の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携調整に努めるとともに、当該保険医療機関は、市町村、在宅介護支援センター等に対する情報提供にも併せて努めること。
- (3) 地域医師会等の協力・調整等の下、緊急時等の協力体制を整えることが望ましいこと。

### 2 届出に関する事項

在宅時医学総合管理料の施設基準に係る届出は別添2の様式17を用いること。

## 第16 在宅末期医療総合診療料

### 1 在宅末期医療総合診療料に関する施設基準

- (1) 在宅療養支援診療所に係る施設基準の届出を行っていること。
- (2) 居宅において療養を行っている末期の悪性腫瘍患者であって通院が困難なものに対して、計画的な医学管理の下に総合的な医療を提供できること。
- (3) 患者に対し、定期的に訪問診療及び訪問看護を実施できる体制があること。
- (4) 患者の症状急変等により、患者等から求めがあった場合に、常時対応ができる体制があること。
- (5) 上記(3)における訪問看護及び(4)については、当該保険医療機関と連携を有する保険医療機関又は訪問看護ステーションと共同して、これに当たっても差し支えないものとする。

## 2 届出に関する事項

- (1) 在宅末期医療総合診療料の施設基準に係る届出は、別添2の様式18を用いること。
- (2) 当該保険医療機関において主として在宅末期医療総合診療に当たる医師、看護師の氏名を記載すること。
- (3) 緊急時の連絡・対応方法について患者等への説明文書の例を添付すること。
- (4) 悪性腫瘍患者の過去1か月間の診療状況について下記の事項を記載すること。
  - ア 入院患者数（延べ患者数）
  - イ 外来患者数（延べ患者数）
  - ウ 往診、訪問診療、訪問看護を行った患者の数（延べ患者数）

## 第17 歯科訪問診療料に係る地域医療連携体制加算

### 1 歯科訪問診療料に係る地域医療連携体制加算に関する施設基準

- (1) 歯科を標榜する診療所である保険医療機関であること。
- (2) 当該保険医療機関において、次のアに該当する保険医療機関及びイに該当する保険医療機関との連携により、緊急時の歯科診療ができる連携体制を確保していること。
  - ア 歯科点数表区分番号A000に掲げる初診料の注2の届出を行った地域歯科診療支援病院歯科である保険医療機関で次の要件を満たしていること。
    - ① 緊急時に当該患者に対する歯科診療を行う体制を確保していること。
    - ② 在宅歯科医療の調整担当者を1名以上配置していること。
    - ③ 患者に関する診療記録管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。
  - イ 当該患者に対する歯科訪問診療を行う体制が整備されている保険医療機関であること。
- (3) 当該連携保険医療機関において緊急時に円滑な対応ができるよう、あらかじめ患者又はその家族の同意を得て、その治療等に必要情報を連携保険医療機関に対してあらかじめ別添2の様式19の2又はこれに準じた様式の文書をもって提供し、その写しを診療録に添付しておくこと。
- (4) 地域医療連携体制加算を算定する保険医療機関にあつては、患者又はその家族等に連携保険医療機関の名称、住所、在宅歯科医療の調整担当者又は担当の歯科医師の氏名及び連絡方法等を記載した別添2の様式19の3又はこれに準じた様式の文書を必ず交付することにより、地域医療連携体制の円滑な運営を図るものであること。

### 2 届出に関する事項

地域医療連携体制加算の施設基準に係る届出は別添2の様式19の1を用いること。



## 第18 血液細胞核酸増幅同定検査

- 1 血液細胞核酸増幅同定検査に関する施設基準  
検体検査管理加算(Ⅱ)の施設基準に準ずる。
- 2 届出に関する事項  
血液細胞核酸増幅同定検査の施設基準に係る届出は、別添2の様式20を用いること。

## 第19 検体検査管理加算(I)

- 1 検体検査管理加算(I)に関する施設基準  
検体検査管理加算(Ⅱ)の施設基準のうち(2)から(6)までのすべてを満たしていること。
- 2 届出に関する事項
  - (1) 検体検査管理加算(I)の施設基準に係る届出は、別添2の様式20を用いること。（「1 検体検査を専ら担当する常勤医師の氏名」を除く。）
  - (2) 「2 検体検査を常時実施できる検査に係る器具・装置等の名称・台数等」については、受託業者から提供されているものを除く。

## 第20 検体検査管理加算(Ⅱ)

- 1 検体検査管理加算(Ⅱ)に関する施設基準
  - (1) 臨床検査を専ら担当する常勤の医師が1名以上いること。なお、臨床検査を専ら担当する医師とは、勤務時間の大部分において検体検査の判断の補助を行うとともに、検体検査全般の管理・運営に携わる者をいい、他の診療等を行っている場合はこれに該当しない。
  - (2) 院内検査に用いる検査機器及び試薬のすべてが受託業者から提供されていないこと。
  - (3) 次に掲げる緊急検査が当該保険医療機関内で常時実施できる体制にあること。
    - ア 血液学的検査のうち末梢血液一般検査
    - イ 生化学的検査のうち次に掲げるもの  
総ビリルビン、総蛋白、尿素窒素（BUN）、クレアチニン、グルコース、アミラーゼ、クレアチニン・フォスフォキナーゼ（CPK）、Na及びCl、K、Ca、グルタミン酸・オキサロアセティック・トランスアミナーゼ（GOT）、グルタミン酸・ピルビック・トランスアミナーゼ（GPT）、血液ガス分析
    - ウ 免疫学的検査のうち以下に掲げるもの  
ABO血液型、Rh（D）血液型、クームス試験（直接、間接）
  - (4) 定期的に臨床検査の精度管理を行っていること。
  - (5) 外部の精度管理事業に参加していること。
  - (6) 臨床検査の適正化に関する委員会が設置されていること。
- 2 届出に関する事項
  - (1) 検体検査管理加算(Ⅱ)の施設基準に係る届出は、別添2の様式20を用いること。
  - (2) 「2 検体検査を常時実施できる検査に係る器具・装置等の名称・台数等」については、受託業者から提供されているものを除く。

## 第21 テレパソロジーによる病理組織迅速顕微鏡検査

- 1 テレパソロジーによる病理組織迅速顕微鏡検査に関する施設基準

- (1) 送信側（検体採取が行われる保険医療機関）においては、病理検査業務の経験5年以上を有し、凍結切片を作成することが可能な常勤の検査技師（臨床検査技師又は衛生検査技師）が1名以上いること。
- (2) 受信側（画像診断が行われる保険医療機関）においては、病理学的検査を専ら担当する常勤の医師が勤務する特定機能病院、特定承認保険医療機関、臨床研修指定病院、へき地医療拠点病院、へき地中核病院又はへき地医療支援病院であること。

## 2 届出に関する事項

テレパソロジーによる病理組織迅速顕微鏡検査の施設基準に係る届出は、別添2の様式21を用いること。

## 第22 心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算

### 1 心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算に関する施設基準

- (1) 循環器科の経験を5年以上有する医師が1名以上勤務していること。
- (2) 当該医療機関が心臓血管外科を標榜しており、心臓血管外科の経験を5年以上有する医師が常勤していること。ただし、心臓血管外科を標榜しており、かつ、心臓血管外科の経験を5年以上有する医師が1名以上常勤している他の保険医療機関と必要かつ密接な連携体制をとっており、緊急時に対応が可能である場合は、この限りでない。

## 2 届出に関する事項

心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算の施設基準に係る届出は、別添2の様式22を用いること。

## 第23 人工臓腑

### 1 人工臓腑に関する施設基準

- (1) 人工臓腑を行う専用の室を備えているとともに、患者の緊急事態に対応する緊急検査が可能な検査体制を敷いていること。
- (2) 担当する医師が常時待機しており、糖尿病の治療に関し、専門の知識及び少なくとも5年以上の経験を有する専門医が2名以上並びに少なくとも15年以上の経験を有する指導医が1名以上常勤していること。
- (3) 人工臓腑を行うために必要な次に掲げる検査が当該保険医療機関内で常時実施できるよう必要な機器を備えていること。
  - ア 血液学的検査
  - イ 生化学的検査
- (4) 100人以上の糖尿病患者を入院又は外来で現に管理していること。
- (5) 入院基本料（特別入院基本料を除く。）を算定していること。
- (6) 前記各項でいう「常時」とは、勤務様態の如何にかかわらず、午前0時より午後12時までの間のことである。
- (7) 医療法第30条の3第1項に規定する医療計画との連携も図りつつ、地域における当該手術に使用する機器の配置の適正にも留意されていること。

## 2 届出に関する事項

- (1) 人工臓腑の施設基準に係る届出は、別添2の様式56を用いること。

- (2) 当該治療に従事する医師の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間を別添2の様式4を用いて提出すること。
- (3) 当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。
- (4) 当該地域における必要性を記載すること。（理由書）

#### 第24 長期継続頭蓋内脳波検査

##### 1 長期継続頭蓋内脳波検査に関する施設基準

- (1) 脳神経外科を標榜している病院であること。
- (2) 脳神経外科の常勤医師が1名以上いること。

##### 2 届出に関する事項

長期継続頭蓋内脳波検査の施設基準に係る届出は、別添2の様式23を用いること。

#### 第25 補聴器適合検査

##### 1 補聴器適合検査に関する施設基準

- (1) 耳鼻咽喉科を標榜している保険医療機関であり、補聴器適合検査に関する所定の研修を修了した耳鼻咽喉科を担当する常勤の医師が1名以上いること。
- (2) 当該検査を行うために必要な次に掲げる装置・器具を備えていること。

ア 音場での補聴器装着実耳検査に必要な機器並びに装置（スピーカー法による聴覚検査が可能なオージオメータ等）

イ 騒音・環境音・雑音などの検査用音源又は発生装置

ウ 補聴器周波数特性測定装置

##### 2 届出に関する事項

補聴器適合検査の施設基準に係る届出は、別添2の様式24又はそれに準ずる様式を用いること。

#### 第26 光トポグラフィー及び中枢神経磁気刺激による誘発筋電図

##### 1 光トポグラフィー及び中枢神経磁気刺激による誘発筋電図に関する施設基準

施設共同利用率について別添2の様式25に定める計算式により算出した数値が100分の20以上であること。

##### 2 届出に関する事項

光トポグラフィー及び中枢神経磁気刺激による誘発筋電図の施設基準に係る届出は、別添2の様式25を用いること。

#### 第27 神経磁気診断

##### 1 神経磁気診断に関する施設基準

- (1) 神経磁気診断の経験を3年以上有する常勤の医師が1名以上いること。
- (2) 他の保険医療機関からの依頼による診断が行われていること。

##### 2 届出に関する事項

神経磁気診断の施設基準に係る届出は、別添2の様式26を用いること。

#### 第28 コンタクトレンズ検査料1

#### 1 コンタクトレンズ検査料1に関する施設基準

コンタクトレンズに係る診療を行う診療科（複数の診療科を有する場合は、コンタクトレンズに係る診療を行う診療科）において、初診料、再診料又は外来診療料を算定した患者（複数の診療科を有する保険医療機関において、同一日に他の診療科を併せて受診していることにより初診料、再診料又は外来診療料を算定しない患者を含む。）のうち、コンタクトレンズに係る検査（コンタクトレンズ処方のための眼科学的検査及びコンタクトレンズの既装用者に対する眼科学的検査）を実施した患者の割合が70%未満であること。

#### 2 届出に関する事項

コンタクトレンズ検査料1の施設基準に係る届出は、別添2の様式27を用いること。

### 第29 小児食物アレルギー負荷検査

#### 1 小児食物アレルギー負荷検査に関する施設基準

- (1) 小児科を標榜している保険医療機関であること。
- (2) 小児食物アレルギーの診断及び治療の経験を10年以上有する小児科を担当する医師が1名以上常勤していること。
- (3) 急変時等の緊急事態に対応するための体制その他当該検査を行うための体制が整備されていること。

#### 2 届出に関する事項

- (1) 小児食物アレルギー負荷検査の施設基準に係る届出は、別添2の様式28を用いること。
- (2) 小児科を担当する医師の小児アレルギーの診断及び治療経験がわかるものを添付すること。

### 第30 画像診断管理加算（歯科診療以外の診療に係るものに限る。）

#### 1 画像診断管理加算1に関する施設基準

- (1) 放射線科を標榜している保険医療機関であること。
- (2) 画像診断を専ら担当する常勤の医師（専ら画像診断を担当した経験を10年以上有するもの又は別表の左欄に掲げる診療報酬点数等に係る療養について、同表右欄に掲げる研修体制及び審査制度を設けている団体が行う医師の専門性に関する認定を受けた当該療養に係る医師（以下「専門医」という。）に限る。）が1名以上いること。なお、画像診断を専ら担当する医師とは、勤務時間の大部分において画像情報の読影に携わっている者をいい、他の診療等を行っている場合はこれに該当しない。
- (3) 画像診断管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

#### 2 画像診断管理加算2に関する施設基準

- (1) 放射線科を標榜している病院であること。
- (2) 画像診断を専ら担当する常勤の医師（専ら画像診断を担当した経験を10年以上有するもの又は専門医に限る。）が1名以上いること。
- (3) 緊急その他やむを得ない場合を除き、当該保険医療機関において実施されるすべての核医学診断及びコンピューター断層診断を(2)に規定する医師が行っており、かつ、その読影結果を主治医に報告していること。
- (4) 画像診断管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

#### 3 届出に関する事項

画像診断管理の施設基準に係る届出は、別添2の様式29を用いること。なお、画像診断管理加算1の施設基準の届出については、画像診断管理加算2の届出をもってこれに代えることができる。

### 第31 画像診断管理加算（歯科診療に係るものに限る。）

#### 1 画像診断管理加算に関する施設基準

- (1) 歯科診療報酬点数表の区分番号A000に掲げる初診料の注2の届出（地域歯科診療支援病院歯科初診料に係るものに限る。）を行った保険医療機関であること。
- (2) 画像診断を専ら担当する常勤の歯科医師が1名以上いること。なお、画像診断を専ら担当する歯科医師とは、勤務時間の大部分において画像情報の読影に携わっている者をいい、他の診療等を行っている場合はこれに該当しない。
- (3) 画像診断管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

#### 2 届出に関する事項

画像診断管理の施設基準に係る届出は、別添2の様式30を用いること。

### 第32 遠隔画像診断

#### 1 遠隔画像診断に関する施設基準

- (1) 送信側（画像の撮影が行われる保険医療機関）においては、画像の撮影及び送受信を行うにつき十分な装置・機器を有していること。
- (2) 受信側（画像診断が行われる保険医療機関）においては以下の基準をすべて満たすこと。ただし、歯科診療に係る画像診断については、画像診断管理加算（歯科診療に係るものに限る。）の要件を満たしていれば足りるものであること。
  - ア 画像診断管理加算1又は画像診断管理加算2に関する施設基準を満たすこと。
  - イ 特定機能病院、特定承認保険医療機関、臨床研修指定病院、へき地医療拠点病院、へき地中核病院又はへき地医療支援病院であること。

#### 2 届出に関する事項

遠隔画像診断の施設基準に係る届出は、別添2の様式31の1又は様式31の2を用いること。なお、届出については、送信側、受信側の双方の医療機関がそれぞれ届出を行うことが必要であり、また、送信側の医療機関の届出書については、受信側に係る事項についても記載すること。

### 第33 ポジトロン断層撮影又はポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影

#### 1 ポジトロン断層撮影又はポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影に係る費用を算定するための施設基準

- (1) 核医学診断の経験を3年以上有し、かつ、所定の研修を修了した常勤医師が1人以上いること。
- (2) 診断撮影機器ごとに、PET製剤の取扱いに関し、専門の知識及び経験を有する専任の放射線技師が1人以上いること。

#### 2 該当しない場合は所定点数の100分の80に相当する点数を算定することとなる施設基準

ポジトロン断層撮影又はポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影に使用する画像診断機器の施設共同利用率について、別添2の様式32に定める計算式により算出した数値が100分の20以上であること。

### 3 届出に関する事項

ポジトロン断層撮影又はポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影の施設基準に係る届出は、別添2の様式32を用いること。

#### 第34 単純CT撮影及び単純MRI撮影

##### 1 単純CT撮影及び単純MRI撮影に関する施設基準

マルチスライスCT装置又は1.5テスラ以上のMRI装置のいずれかを有していること。

##### 2 届出に関する事項

- (1) 単純CT撮影及び単純MRI撮影の施設基準に係る届出は、別添2の様式33を用いること。
- (2) 当該単純撮影を行う画像診断機器の機種名、型番、メーカー名、テスラ数（MRIの場合）を記載すること。

#### 第35 特殊CT撮影及び特殊MRI撮影

##### 1 特殊CT撮影及び特殊MRI撮影に関する施設基準

(1) 特殊撮影を行うためのヘリカルCT装置、マルチスライスCT装置又は1.0テスラ以上のMRI装置のいずれかを有していること。

##### (2) 施設共同利用

施設共同利用率について、別添2の様式34に定める計算式により算出した数値が100分の5以上であること。

##### 2 届出に関する事項

- (1) 特殊CT撮影及び特殊MRI撮影の施設基準に係る届出は、別添2の様式34を用いること。
- (2) 当該特殊撮影を行う画像診断機器の機種名、型番、メーカー名、テスラ数（MRIの場合）を記載すること。

#### 第36 無菌製剤処理加算

##### 1 無菌製剤処理加算に関する施設基準

- (1) 2名以上の常勤の薬剤師がいること。
- (2) 無菌製剤処理を行うための専用の部屋（5平方メートル以上）を有していること。
- (3) 無菌製剤処理を行うための無菌室又はクリーンベンチを備えていること。

##### 2 届出に関する事項

- (1) 無菌製剤処理加算の施設基準に係る届出は、別添2の様式35を用いること。
- (2) 当該保険医療機関に勤務する薬剤師の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従の別）及び勤務時間を別添2の様式4を用い提出すること。なお、調剤、医薬品情報管理、病棟薬剤管理指導又は在宅患者薬剤管理指導のいずれに従事しているか（兼務の場合はその旨を）並びに無菌製剤処理業務に従事している場合はその旨を備考欄に記載すること。
- (3) 調剤所及び当該届出に係る専用の施設の配置図及び平面図（クリーンベンチ等が設置されている場合はその位置を明示すること。）を添付すること。

#### 第37 外来化学療法加算

##### 1 外来化学療法加算に関する施設基準